

令和 7 年度第 1 回 公契約審議会 令和 7 年 12 月 24 日（水）午後 1 時 30 分～ 東 41 会議室	
出席委員	金井委員、岩田委員、河合委員、榊原委員、廣田委員、横田委員
事務局	中田契約検査課長、杉浦主幹、北村課長補佐、渡辺主査、魚住主査
会長	開会宣言 次第 1 「令和 6 年度審議会答申内容及び対応状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第 1）
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
委員	事業者アンケートを経営者に回答してもらうよう見直したとのことだが、答え方が変わったのですか。
事務局	設問の内容は変わっていません。インターネット、メール、FAX いずれかの方法による回答方法も変わっていません。 設問 19 から 22 までに関しては、労働報酬下限額を審議するにあたり重要なポイントとなるため、経営者に回答してもらうようお願いしました。設問 19 「労働報酬下限額の引き上げ」の回答結果では、工事請負において「大きく引き上げるべきである」が 0 社ですが、去年は 9 社でした。「若干引き上げるべきである」は今年も去年も 9 社、「現状と同程度とすべきである」は、今年も 10 社ですが去年は 3 社と変化しています。
会長	続いて、次第 2 「特定公契約の状況について」及び次第 3 「入札状況等について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第 2）及び（次第 3）
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
委員	条例が施行されて 10 年がたち、制度も確立されてきていると思いますが、対象範囲を広げることにについてどのように考えていますか。
事務局	現在の対象範囲は、工事請負が 1 億 5000 万円、業務委託が 1000 万円です。工事請負については条例制定当時、10 件程度が対象となるよう設定した金額が議決を要する金額と同額でした。現在は、当時に比べ物価が上がり工事費も上がっているため、議決を要する金額は見直していますが、特定公契約の範囲はこの金額と連動するものではないので 1 億 5000 万円のままです。受注者、発注者とも制度に慣れてきたので範囲を広げる考えもあるとは思いますが、対象件数は、10 件程度だったものが今年度は 27 件の見込み、昨年度は 33 件と増えてきていますので、事務局としては、今のところはこのままでも良いと考えてい

会長	ます。
事務局	続いて、次第4「アンケート結果について」及び次第5「労働環境確認書の実施状況について」事務局より説明をお願いします。
会長	説明（次第4）及び（次第5）
委員	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
	事業者アンケートの回答率が下がってしまったことについて何か思いあたることはありますか。例えば、工事請負であれば、過去に受注した経験が何度かあれば提出に抵抗感がないが、新規の受注業者からは提出がされにくいといったことはありませんか。
事務局	そのような分析はしていないので、次回報告します。
委員	事業者が工夫した良い取り組みをどのように伝えるかについて、ホームページで紹介しても浸透しません。契約締結時に紹介すれば、印象に残ると思います。
委員	労働者アンケートで「分からない」の回答が多いです。せっかくの良い制度なので、周知について今後の取り組み方を聞かせてください。
事務局	市として直接労働者に周知する機会がないので、元請事業者に頼らざるを得ません。賃金は毎年上がっているのに、今のところ労働者として不満はなく、制度の必要性を感じることがないかもしれません。市としては先進的に制度に取り組んでいるので、事業者の協力を得ながら伝えていきたいと思います。
	委員の言われた契約締結時の説明も含め、チラシを配布して随時周知を行っていますが、内容を網羅しすぎてわかりにくいといった意見があったので、簡潔で分かりやすい、労働者の方に伝わるチラシを検討しています。
委員	労働組合としても、協力できることがあれば、協力していきたいと思っています。
会長	続いて、次第6「労働報酬下限額等について」ですが、7項目ありますので二つに区切りたいと思います。まず、（1）公共工事設計労務単価、（2）地域別最低賃金の見直し、（3）本市の労働報酬下限額、（4）工事請負契約 について事務局から説明をお願いします。
事務局	説明（次第6）の内、（1）、（2）、（3）及び（4）
会長	今日は、まだ下限額を決める会議ではないということで良いですか。
事務局	今日は、現在の状況、これまでの経緯を説明するところまでです。
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
各委員	（意見等なし）
会長	では、続いて、（5）工事請負以外の契約、（6）未熟練者・年金受給者、（7）特定公契約対象範囲について事務局から説明をお願いします。
	ます。

事務局 会長 委員	説明（次第6）の内、（5）、（6）及び（7） ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。 委託業務の下限額について、各自治体の下限額と最低賃金との差額の表では、豊橋市は差額が15円で31番目、豊川市は差額が17円で30番目なので、豊橋市も差額を17円にしたいところですが、事業者としては、賃金や下限額の上昇に合わせて市の予算も上がるのかという不安があります。それから、事業者アンケートにもあったように、技術者、若年層が不足しています。ベースアップにより賃金が上がれば魅力的な業界になると思いますが、委託業務で草刈りや公園管理を受注する事業者は工事を受注しており、新卒は見習いから始めるので、賃金は魅力を感じてもらえるものではありません。新卒の初任給をどんどん上げている事業者もいますが、会社での賃金に対する予算は決まっている中で、若年層を上げようとする予算を圧迫してしまい、能力のある労働者との差をつけづらくなってきます。また、最低賃金は毎年上がっており、今後の上り幅も分からないので、一律上乗せの15円を上げることは慎重に考えてほしいと思います。
事務局	豊川市の下限額は最低賃金の1.5%を上乗せするので、豊橋市の絶対値15円と違って最低賃金の変動すれば上乗せの金額も変動します。最低賃金上がるほど、豊橋市と下限額の差が少しずつ開いていくことになります。労働者がこのことをどのように感じるのか気になります。
委員	豊川市の委託業務の特定公契約対象件数はどのくらいなのか、豊橋市ほど件数はないと思います。少なければ、少し差が開くことについては、あまり影響はないと思います。
会長 委員	このあたりは、次回、下限額を決めるうえで論点になりそうです。 人件費のお話がありましたが、市の予算は増えるのでしょうか。事業者アンケートをみても、材料費なども上がっているので価格に転嫁したいだろうが苦労しているように思います。
事務局	各課は、人件費や物価の高騰を踏まえた実勢価格で予算要求をしていると思いますが、今は予算を編成している最中なので何とも言えません。
委員	次回の下限額を決める上での参考に、現行の公共工事設計単価に乗じる81%の根拠を確認しておきたいです。他の自治体と比べるべきではないかもしれませんが、資料を見ると他の自治体と比べて率は低い。だから適正でないとは言いませんが、これまでの経緯や議論などを確認しておきたいものです。
事務局	条例施行時は75%でした。これは他自治体の状況や対象となる件数などを考慮して、事業者の抵抗感なく賃金条項型条例として導入できる

委員	率を検討したものです。 検討のための懇談会で労働者側が考慮してくれたのは、この条例によって事業者が大変な思いをしてはいけない、大切なのは雇用を維持することである、ということです。それぞれの代表が同じ気持ちになって検討し、75%でスタートしました。同時に、市に考慮してもらったのは、ダンピングがあるとまず労働者の賃金が切られるので、それを防止するために公契連モデルを参考に最低制限価格を引き上げてもらったことです。入札の環境を整えてもらいながら下限額を少しずつ引き上げてきました。81%に関しては、確かに資料の表の中で比べると低いですが、そもそも全国で下限額を設定している自治体がどのくらいあるのかということや、経営者も引き上げることへの意識は持っていることをご理解いただきたいです。
事務局	令和2年度に80%に引き上げて以来、コロナの流行により事業者は先行きが不安であろうから、労働者側も今は上げられるタイミングではないと配慮してくれていました。コロナが明けてそろそろどうかというときに物価高騰が始まり、また先行きが不安になって、労働者側としてはこのままではいつまでたっても下限額が上がらないとご意見をいただきました。経営者側もそのことをご理解されましたが、ただし上げるにしても徐々に、ということで、令和6年度に今の81%になりました。当時の事務局案としては、80%になったところに比べて落札率が2%くらい上がっているので、下限額も2%引き上げてはどうかと提案しましたが、経営者側の意向を踏まえて1%上げることとなりました。
委員	2%引上げの根拠として、事業者アンケートで大きく引き上げるべきという意見が多かったからというのも一つでしたが、経営者同士ではそのような意見はありませんでした。アンケートは、事業者向けと言いながら回答者は従業員の場合があるので、改めて経営者の意見を聞き取ったところ、引き上げる意見は少なかったという事情もありました。
会長	本来、賃金は、労働者と使用者が話し合って決めるもので、ある程度使用者に裁量がなければいけないところ、条例で下限を定めるので、あまり高くするのはどうかと思います。
会長	続いて、次第7「公契約に係る課題について」事務局より説明をお願いします。
事務局	説明（次第7）
会長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。
会長	実効性についてですが、これまで下限額を下回る報告はありましたか。

事務局	ありません。
会長	それなら実効性はあると言えますが、それだけではだめですか。
事務局	他自治体からたまに問い合わせがあり、実効性や効果について聞かれることがあります、回答が難しいところです。アンケートの中で、事業者や労働者から効果についての声があがると良いと思います。
委員	労働者にとっては、下限額が上がるよりも設計労務単価が上がる方が大きいので、印象がないかもしれません。
会長	この条例に関して努力している事業者を表彰するなどはどうでしょうか。
会長	最後に《その他》を、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明（その他《次回日程》）
	閉会宣言